

Title	徳川後期尾張一農村の人口統計：海西郡神戸新田の宗門改帳分析
Sub Title	The vital statistics in a Late-Tokugawa village : a quantitative analysis of the shumon-aratamecho, 1778-1871
Author	速水, 融
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1966
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.59, No.1 (1966. 1) ,p.58(58)- 77(77)
JaLC DOI	10.14991/001.19660101-0058
Abstract	
Notes	資料
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19660101-0058

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

徳川後期尾張一農村の人口統計

— 海西郡神戸新田の宗門改帳分析 —

速水融

- 一 序論
- 二 神戸新田とその宗門改帳および整理の方法について
- 三 戸口数の一般的变化
- 四 家族構成人数
- 五 年齢別構成
- 六 出生と死亡
- 七 結婚と出産
- 八 結び

一 序論

およそいかなる史料であれ、現実をそのまま物語ってくれるものはない。しかし、宗門改帳は、その史料としての限界が強調されるのあまり、歴史研究の上で、最も不当に取り扱われてきた材料の一つである。

しかし、世界的にみると、全国的集計を欠くとはいえず、一國の工業化・都市化以前の段階で、徳川期ほど綿密な人口調査が行われたところもなかった。西ヨーロッパの近代社会成立以前の人口研究も、材料として主に用いられるのは、教会の洗礼帳、Inquisitions

重要な手掛りを与えてくれる。徳川時代の村落を研究した者は誰でも、一冊や二冊の宗門改帳を史料の裡から見出して整理した経験を持っている。

しかし一方、日本の人口史研究——全体として、社会経済史研究の内、最もおくれた分野の一つであるが——において、この史料は従来僅かしか利用されて来なかった。その理由の一つは、明らかに史料の内容にある。すなわち、ある藩では、七歳以下の子供は一切記載されず、従って総人口はもとより、出生率、死亡率等人口変動の最大の要因たるべき数値を求めることができない場合がある。また、徳川時代の後半には、社会的・経済的理由から、都市への人口移動が激しく、宗門帳に登録されぬ「無籍者」の数が増加する傾向が強くなり、都市や宿場町の宗門帳は、現実の人口数と合致しなくなつて来た。他方、領主権力の弱体化は、行政力の低下を来たし、全体として、宗門帳では把握しえない人口数は相当数にのぼったことも明らかである。その結果は、各領主からの報告に基づく徳川時代の全国人口調査の最後、弘化三年(一八四六)の二六、九〇七、六二五人に対し、二十六年後の明治五年(一八七二)の調査結果三三、一一〇、八二五人(後年の補正では、三四、八〇六、〇〇〇人と推計)という、この時期としては説明不可能な増大(約二〇%)となつていたのである。⁽¹⁾個々の宗門帳についてみると、不正確な記載例は夥しい。主として、調査に当る村役人層の知的水準は低く、制度の不備と相俟つて脱漏や誤記はかなり多い。また、よくある例では、幼児の記載が不備で、出生当初は記載されず、数年後に漸く史料上に姿をみせる場

徳川後期尾張一農村の人口統計

Post Mortem および人頭税台帳といった、それ自身戸籍台帳として作成されたものとは云えない史料類に依つて⁽¹⁾いる。徳川時代に戸籍帳としての意味を兼ねるようになった宗門改帳が、調査の当初の目的として、キリシタン宗門改に端を発し、強制的におし進められた寺請制度と結びついて作成されたということは、歴史における一種の皮肉でさえある。ともかく、宗門改は、日本の全領域に亘り、全身分——武家はもとより神官でさえも——に対して行われた。そして、十七世紀後半には、信仰調査を通じての強制という理由よりも、むしろ全く別個の目的からする人別改の要素が加わり、⁽³⁾「宗門人別改帳」として、今日の戸籍簿的性格を帯びるに至つた。

今日残されている宗門改帳は、多くの場合行政区劃としての村を単位とするものである。それは、年々領主に提出されねばならなかつたので、その作成は村役人の重要な仕事であつた。家族毎に、名前、宗派や所属する寺院、統柄、性別、移動の有無等を記しているこの史料は、時には、宗門改とは全く縁のない持高や、所有する家畜数を書き添えることもあつて、現在の研究者に、村落構造を知る

合で、これをそのまま信用すると、どの年をとつても、年齢別構成は五歳以下が少いという、あり得べからざる型になってしまうのである。当然出生率も低くなる。トイパーも、この間の事情を次の如く述べている。「徳川末期の出生数死亡数に関する記録を精査すれば、出生率は人口一、〇〇〇人当り二〇から三〇の間を変動し、死亡率はそれよりいくらか高い傾向があつたことが判る。……記録によるこの推論の妥当性を論ずるために、つごうの悪いのは死亡、出生の両率とも信じられないほど低いことである。……」トイパーは、この「信じられない」現象を解決する方法として、明治初年における人口数を基礎とした「後向きの投影」(a backward projection)法を用いるべきことを示唆している。これは、信頼すべき資料を欠く時期の研究には、ほとんど唯一の可能な方法であろうし、それなりに得られた結果は価値を持つ。しかし、それと共に、われわれは、徳川時代の資料を再吟味し、必要な補正を可能な限り行い、より真実に近い数値を求めることも行うべきであろう。

以上、史料の内容から来るところの制約に加えて、もう一つは、史料の残り方にも問題が残されている。人口の動態的な研究を行うためには、正確な記載を前提とした、連年の宗門帳、人別帳の存在が必要である。しかるに、不幸にも、たとえ一村限りでも、徳川時代の宗門帳・人別帳が完全に揃つて残されている例は未だ知られていない。管見の限り、最もよく揃つている例は、信濃国諏訪郡横内村の場合で、ここでは、寛文十一年(一六七二)以降、明治に至る二〇〇年間に、約一三〇年分の宗門帳がある。横内村の史料整理は、目

下筆者の下で進められて居り、近く発表する予定であるが、本稿では安永七年(一七七八)以後、明治四年(一八七二)に至る九十四年間に、そのほとんどの八十九年度分の宗門帳を残すという点で、やはり貴重な事例の一つを提供してくれる尾張国一農村の場合を報告したい。筆者の意を云えば、せめてこの程度の連年の史料を有する村を、類型別・地域別に数十集めたものである。けだし、精密な全国的調査を欠く時代の研究にはこのような個別例を多数集積する以外、方法はないからである。

ところで、宗門帳・人別帳に基く徳川時代の人口研究は、今まで全く行われなかったわけではない。土屋喬雄氏、関山直太郎氏らにより、いくつかのケースがすでに発表されている。また、十数年以前から故野村兼太郎教授の指導で宗門帳による徳川時代の人口史研究が遂行されたが、成果の一部は同教授により、一九五五年のローマにおける国際人口会議で報告された。また、美濃国本巣郡神海村のケースについては、同教授の追悼を兼ねて、すでに発表されている。にも拘らず、筆者があえて同種の報告を重ねるのは、一つには、量的に云って、可能な限り多くの個別例を積み重ねる必要があるのと同時に、次のような問題があるからに他ならない。諸先学の業績を検討すると、宗門帳・人別帳の記載にあまりに忠実であるため、とかく脱漏、誤記の多い記載が、そのまま統計数字になってしまっている。もちろん、史料に勝手な変更を加えることは許されないが、前後から、誤りや脱漏が明らかな場合は補正して用うるべきであるというのが筆者の考えである。もちろん、これをもって、完

全に正確な統計は作りえない。しかし、数値という、客観的な基準を目標とする研究においては、誤りの多い原史料をそのまま利用し、統計を作成するよりは、補正したものを基礎とすべきである。補正の具体的な説明は、その都度示すこととしたい。

以上の如く、本稿では、諸先学の業績を継承しながらも、補正を行った宗門帳の統計的処理を通じて、できうる限りの人口諸統計を作成してみた。筆者は人口学、統計学的知識においては、ほとんど素人の域を出るものではないが、多くの方々の御教示を得ることによって、今後のこの分野における研究を進めて行きたいことも、多くの中間報告にすぎない本稿をあえて発表する理由の一つである。

- (1) たとえば、J. C. Russell, *British Medieval Population*, 1948, Albuquerque.
- (2) 野村兼太郎「武家と神官の宗門改帳」『歴史と生活』四の三、昭和十六年。
- (3) 拙稿「近世初期の家教人数改と役家について」(慶応義塾経済学会編『経済学年報』I, 昭和三十三年)では、十七世紀前半、領主権力による農民把握の方法として、家教人数調査が行われたが、それは別個の目的からする宗門改と結び付いて行く過程を述べた。なお、所三男「近世初期の百姓本役」(高村象平・小松芳喬編『封建制と資本制』、昭和三十一年、所収)参照。
- (4) たとえば野村兼太郎教授によると、下野国都賀郡上泉村の場合、人別帳と「人別諸入用割賦帳」における人口数の記載を比較して、幕末には約一割の相違があることが指摘されている。同教授

『徳川封建社会の研究』昭和十六年、一五九—一六〇頁。

(5) 拙稿「宗門改帳より壬申戸籍へ」(『三田学会雑誌』四十七の十二、四十八の九所収、昭和二十九・三十年)参照。

(6) Irene B. Tauber, *The Population of Japan*, 邦訳『日本の人口』昭和三十九年、三十一頁。

(7) そして、この方法はある程度可能であるように思われる。たとえば、『近世庶民史料所在目録』(全三巻)をみるだけでも、相当数の連年に亘る宗門帳の所在が確認され、その他、筆者の個人的に知る例を加えると、少くとも二十カ村程度の統計は作成しえよう。

(8) Kanetaro Nomura, *On Cultural Conditions affecting Population Trends in Japan*. (The Science Council of Japan, Div. of Eco. & Commerce, Eco. Series No. 2) 1953, Tokyo.

(9) 野村研究会、神海村共同研究班「大垣藩領美濃国本巣郡神海村の戸口統計——延宝二年より明治五年まで——」(『三田学会雑誌』五十三の十・十一合併号所収、昭和三十五年)は、延宝五年(一六七七)以降、断続的ではあるが、ともかく明治まで宗門帳を残す村の事例である。

二 神戸新田とその宗門改帳

および整理の方法について

尾張国海西郡神戸新田は、現在の愛知県海部郡飛島村および十四山村にあり、名古屋市境から西方約十キロに位置する。この附近は、木曾川、日光川、庄内川等が伊勢湾に流れ込む河口三角洲地帯で、徳川時代の中期以後、急速に開発が進められた。この新田村も、

徳川後期尾張一農村の人口統計

宝永年間(一七〇四—一七一)、名古屋の材木商、大山屋神戸分左衛門によって開発された、いわゆる町人請負新田の一つである。新田の成立については、幸いすでに大石慎三郎および菊地利夫両氏によって研究が発表されて居り、⁽¹⁾詳細はそれらを参照されたい。ここではデモグラフィックな諸指標についてのみ考察を行う。⁽²⁾

十九戸の農民によって開発されたこの新田は、当初は大宝前新田と称していたが、文化十一年以降は神戸新田と改められた。そしてこの年を境に、史料(宗門改帳)の記載に重要な相違が認められる。宗門改帳の初見は、安永七年(一七七八)であるが、その時の宗門帳上の家数は二十九となっている。ところが、前記の文化十年(一八一

三)に至るまで、この数はほとんど動かず、文化十一年に至り、一挙に四十七に増大している。また、個々の農民の記載についても、文化十年以前は、幼児の記載は一樣でなく、三歳ないし八、九歳以下は書かれぬ場合が多いが、稀には二歳から記されている。これに対し、十一年以降は、書落しと思われるもの以外は二歳又は一歳から記され、従って史料も信憑性を増した。総人口は一般に増大している。文化十年には、一家族の人数が二十人を越すものまであらわれるに及んでいるが、これは無論見かけの上のことにはすぎない。

この事情は、神戸新田から、さらに分出した新田集落の出現によって説明されなければならない。それは文政九年(一八二六)以後の宗門帳には、神戸新田の本村以外に、神戸新田農民によって開発された服岡新田(笹之郷、古台郷、下之郷、和泉郷)、政成新田、八穂

新田、朝日新田、横溝蔵下新開等の新田が記されている(たとえば「服岡新田笹之郷へ作小屋住居」の如く)。これらはいずれも文化十一年に、史料上で一挙に分出独立した家である。さらに、その後の天保二年(一八三一)以降の宗門帳には、それぞれの家の由来が書かれている。たとえば、「宝永五年海東郡東福田村より引越」、あるいは「享和三年新左衛門より分家、服岡新田笹之郷へ作小屋住居」という如くで、前者はこの村の開発農民であり、後者は、その後の分家であることが示されているのである。そして、服岡新田以下の新田に作小屋住するものの分家は、さきに示した文化十一年に一挙になされたのではなく、享和三年(一八〇三)以降徐々に進化したのであることが示されている。そこで、この記載を正しいものとし、分家を遡及させれば、文化十年以前における大家族の、信ずべからざる存在は解消し、事実上、いくつかの単婚小家族が、史料上では同居しているにすぎないことが判明するのである。

そこで、文化十一年の村名変更前後の事情も、次の如く考えることができよう。それまでは、公認されていなかった服岡新田がこの年に公認され、従来そこに住居しながらも、史料上では分家前の状態のまま記載されていた農民が独立して記されるようになったのである。

この村の宗門帳は、制度の上では町人請負新田のものであるため、地主たる神戸分左衛門に提出され、同家が「神戸新田に差置くもの」として改めを行ったのであり、一般の村のように、領主に直接提出されたものではない。しかし、新田開発が進行しうる場合、

すなわち、耕地の拡大が比較的容易に進めうる場合、人口がいかに変化しうるかについての好例を提供するものであるということではきよう。

史料整理の方法は、毎年の宗門改帳から、一家族毎に、名前、性別、年齢、続柄等を記したカードを作成し、移動の理由が明らかならぬものはこれを記し、これを基本として調整を行い、然る後、必要に応じて年度別、又は家族別に排列し、諸統計を作成した。行った調整については後に実例についてその都度述べる。カード数は約五千枚に達したが、この村の場合、一家族が同一の寺院の信徒として登録されているため、カード作成はまだしも容易であったとせねばならない。この程度の資料を数十ヵ村分集め、統計的处理を行うのが一応の目標である。

また、些細なことではあるが、わが国固有の年齢の数え方、暦については、これを修正を施すことなくそのまま用いた。すなわち、年齢はすべて、いわゆる数え年計算であり、また、宗門改帳が毎年二月に作成されていることから、史料上では一歳(又は当歳)の記載は非常に少い。また暦年も陰暦によっているため、平年では三五四・五日、閏年は三八四日と、陽暦に比較して、実際の日数はそれぞれ、マイナス3%、プラス5%の差を生ずる。従って特定の年度の出生数(率)や死亡数(率)にこれが影響を与えることもありうる。しかし、資料が一村限りの段階では、この程度の誤差に配慮する必要はないと認められるので、これらはすべて無視したことを附け加えておこう。

- (1) 大石慎三郎「町人請負新田の成立事情——神戸新田(大宝前新田)の場合」(史学雑誌第六〇編九号所収、昭和二十六年)。菊地利夫「町人請負新田に関する若干の覚書」(人文地理第六巻四号所収、昭和二十九年)
- (2) 史料はすべて文部省史料館所蔵のものである。史料借覧に便宜を与えられた同館の浅井潤子さんに感謝しなければならぬ。

三 戸口数の一般的变化

第一図は、さきに述べた原則に従い、補正を加えた戸口数の変化、性比等を示す。すなわち、家数については、史料に直接あらわれるみかけの数字ではなく、後年の史料によって分家の年代を知りうるものについては、これを溯って考慮に入れた。また、人口数についても、史料上には出生後数年を経たはじめて登録されている場合、これを出生年に溯って算入してある。しかし、文化十一年以前については、幼児の記載が不完全なので、ある程度の誤差は免れない。また、この方法をもってしても、出生後、次の宗門帳作成時に死亡した者は算定しえないのである。

第一図をみると、この村全体としては、戸口ともに九十四年間に二倍以上に増大していることが判る。人口数をとると、安永七年から、明治四年の間に、一六二人から四一〇人になり、この九十四年間の年平均増加率は、一・一%となる。しかし、増加傾向は、天保以後は相対的に低く、天保四年(一八三三)を境としてみると、それ以前では年率一・四%、以後は〇・五%である。この増加率の低下は、

徳川後期尾張一農村の人口統計

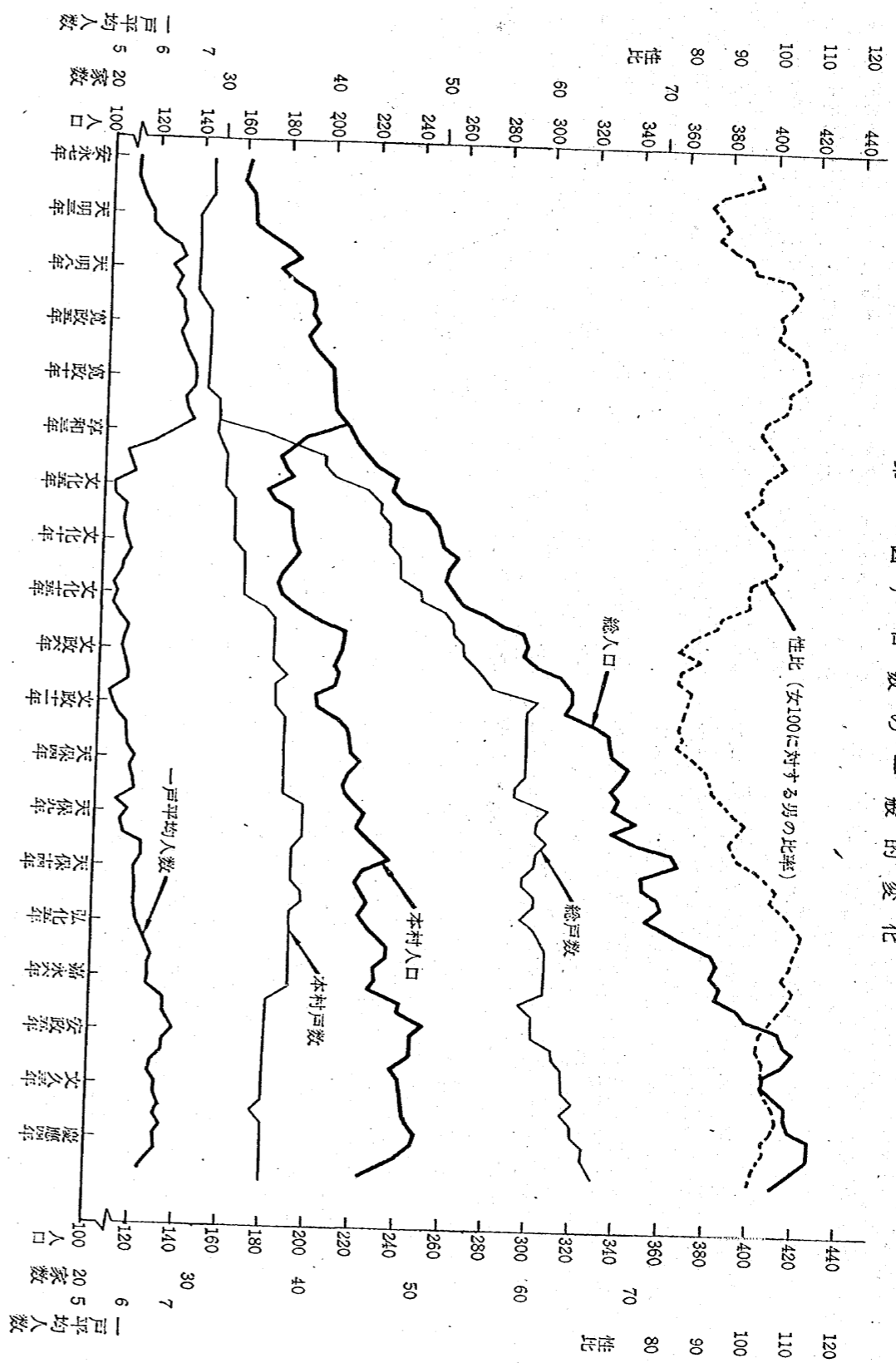
本村人口の停滞が大きく影響していることよって。一戸平均の家族員数は、分村の始まる直前には七人に達したが、分村後は五人台になり、天保後半以後は六人台に上昇している。性比(女子人口一〇〇に対する男子の比率)については、やや興味深い現象がみられ、ほぼ三十年を周期として、波動を繰り返していることが知られよう。男女数が最もアンバランスになったのは文政八年で、性比は八〇・八に達した。

第一表は、天保八年以後、宗門帳に附随する「増減人帳」から、人口変動の理由を明確にするため、理由別に変動の状況を明らかにした。理由不明のものは、宗門帳上での増減が、増減人帳では明らかにしえない者であるが、その数は、明治二年以前においては非常に少く、このことは、この表が有する価値を高めると考えられるので、敢えて全部を掲げたのである。第一表からこの期間における総人口の増加数七五は、専ら自然増加、すなわち出生と死亡の差(一四)に負うていることが知られる。不明の多い明治二年の以前について云えば、総人口の増大を上廻る自然増加は、結婚を通じて村外への流出で解決され、従って性比も、それに応じて変化をみせている事が判る。引越による異動はそれほど多くはない。しかし、これは労働力の移動が少かったことを直ちに意味するものではない。

四 家族構成人数

第二図は、一家族の構成する人数の分布を五つの年代について示したものである。九十四カ年のすべてを示すことは不可能であり、

六四 (六四)



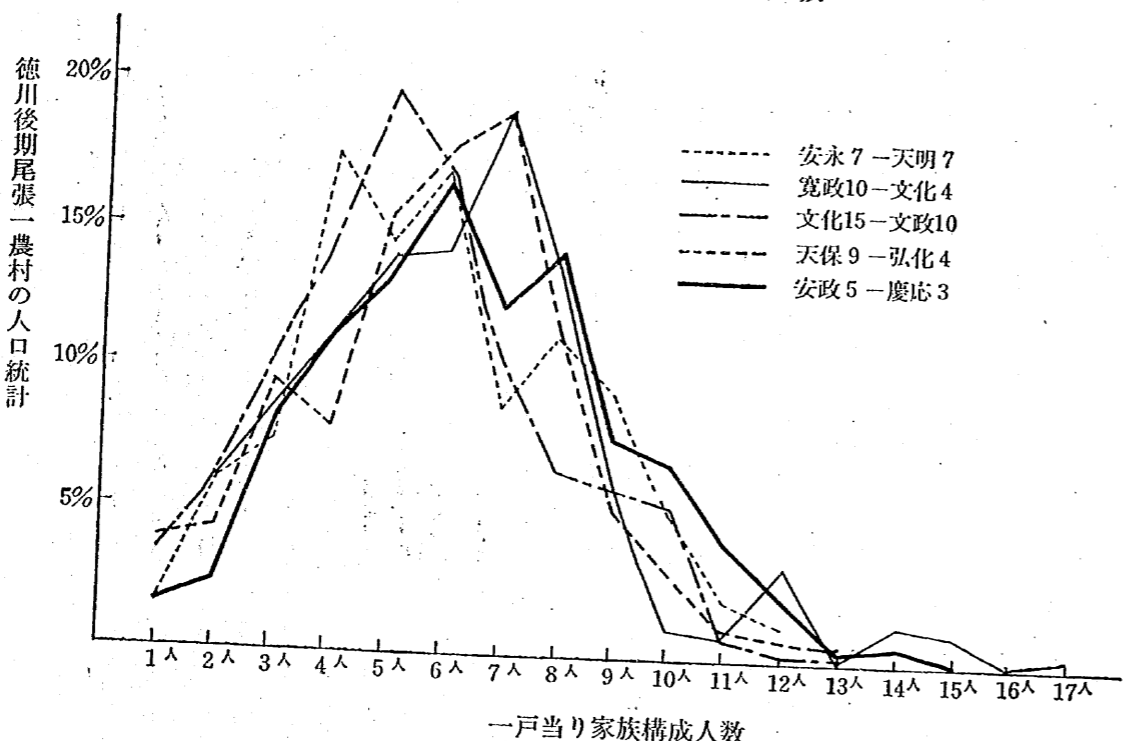
また、特定の一年度をとることは、偏差を大きくするので、十年間の平均を求めた。分村以前では七人が最高であるのに対し、その後では五人になっていることが判ろう。総じて構成人数は四人乃至七人に集中し、一〇人以上の大家族は稀である。これは、この村の宗門帳に、非血縁家族(下人・下女)の記載がほとんどないことから来るのであるが、新田の開発が分家を比較的容易にしたことが大きく影響しているであろう。

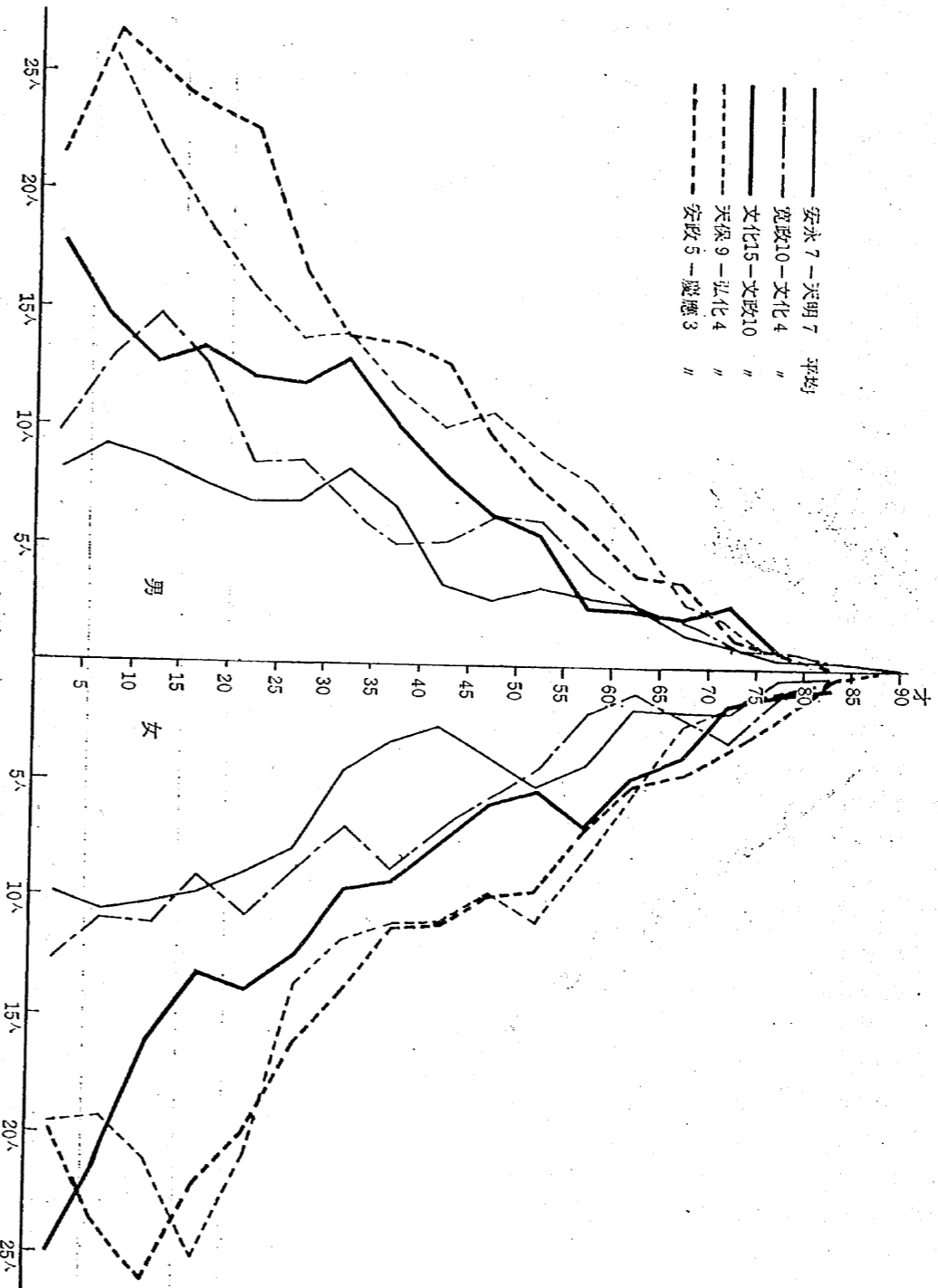
五 年齢別構成

第三図は、五歳きざみの各年齢階層別の人口構成表である。第二図に準じて一〇年毎の各階層の平均を示してある。五歳以下の階層が六一〇歳の階層に比べ、多くの年で少いのは、この年齢が数え年計算のため、一歳の記載が稀であるという事情による。当初の著しい不整形は、次第に正常分布化して行くが、これは、史料記載の不備、新田村落として成立間もないという事情、また、一村限りの統計での限界から来るものであろう。

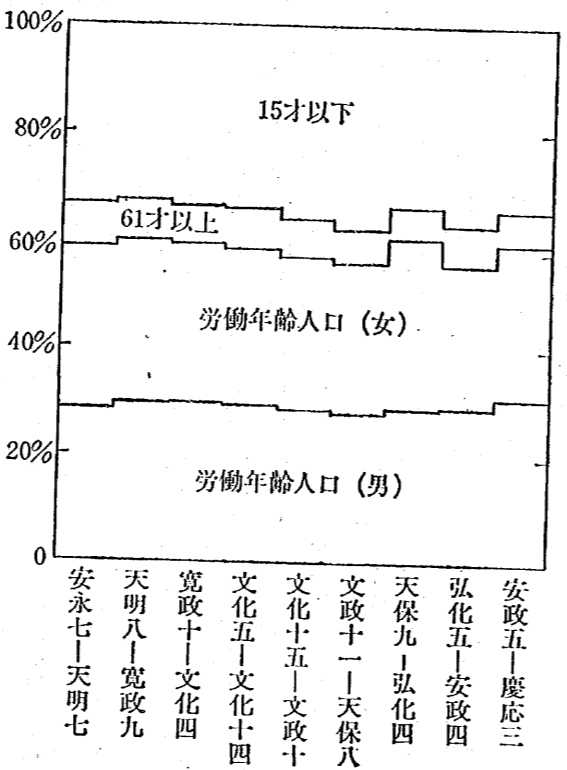
第四図は、労働年齢人口の比率を求めたもので、同じく一〇年毎の平均値によっている。徳川時代の生産年齢人口を十六歳〜六十歳とすることは、疑問がないわけではない。実際には十一歳〜五十歳をとる方が正しいかもしれないが、後年との比較の便のため、あえて慣例に従うこととする。この図から、労働年齢人口は少くも天保八年以前はその比率において漸減の傾向にあったことが知られるが、これは明らかに十五歳以下の階層がその比重を増したことによって

第二図 家族構成人数





第四圖 労働年齢人口比



いる。全体として、この比率は、同じ時期の他の例と比較しても、それほど大差はない。(1)

(1) 「大垣藩領美濃国本巣郡神海村の戸口統計」第十三表をみよ。

六 出生と死亡

さきに述べた如く、この村の人口数変化の内、最も大きな部分を占めるのは自然増減によるものである。天保八年以後、全増加数の七七%、全減少数の六五%が、それぞれ出生と死亡によって占められている。史料により、これらの内容を相当精密に分析できるので、

徳川後期尾張一農村の人口統計

以下に詳細を報告したい。

第二表には、安永七年以後、五年毎の年間平均出生率を示した。算定の基礎となった出生数は、すべてその年の宗門帳に一歳又は二歳で初めて記載される者を、その前年の出生と見做し、又、後に三歳以上で史料上に初見される者は逆算して算入した。従って、幼児の記載が不備の文化九年以前の出生については、ほとんどがこの方法による逆算の結果であるから、実際の出生数は、幼齢で死亡した者を加え、また、幼齢で他村から転入して来た者を除くという操作を必要とする。これは不可能なので、文化九年以前の数値は、おそらく実際よりやや低いものという限定を附す必要がある。しかし、天保九年以後に関しては、「増減人帳」で出生が明記されて居り、不明分は皆無に近いので、実数に近いものとする事ができる。文化一〇年から天保八年に至る期間の高い出生率は、おそらく徳川期の農村におけるポツポツな出生率の最高であろう。

出生率が、現在明らかにされている他の事例よりも高いのは、一つは史料の良質な点、補正を行ったことにもよるが、新田開発の余地のあったこの村では、墮胎・間引の因習がなかったか、或いはあっても僅かであったことにもよるのかもしれない。

第三表は、天保九年以後の死亡数、死亡率を五カ年平均毎にとつたものである。「増減人帳」で明確に死亡と記された者のみの算定であるから、理由不明の減少人数の内、若干は死亡によるものである可能性はある。(不明の数については第一表参照)

しかし、いずれにしても、実際の出生率・死亡率は、これらの表

第二表 出生統計

	出生数			出生率 (1000分比)
	男	女	計	
安永 7—天明 2	11	13	24	29.7
天明 3—天明 7	15	9	24	27.6
天明 8—寛政 4	21	15	36	38.5
寛政 5—寛政 9	12	10	22	22.5
寛政 10—享和 2	13	16	29	28.4
享和 3—文化 4	14	19	33	36.2
文化 5—文化 9	19	18	37	30.4
文化 10—文化 14	28	23	51	39.6
文化 15—文政 5	26	32	58	40.0
文政 6—文政 10	24	35	59	38.5
文政 11—天保 3	33	29	62	37.9
天保 4—天保 8	32	19	51	30.2
天保 9—天保 13	29	31	60	34.4
天保 14—弘化 4	29	25	54	30.6
弘化 5—嘉永 5	27	34	61	32.5
嘉永 6—安政 4	35	39	74	37.5
安政 5—文久 2	24	25	49	24.2
文久 3—慶応 3	33	22	55	31.1
慶応 4—明治 3*	18	18	36	28.7
安永 7年—文化 9年	平均出生率			30.5
文化 10年—天保 8年	"			37.0
天保 9年—明治 3年	"			31.2
総平均出生率				32.6

* 3カ年のみ

第三表 死亡統計

	死亡数			死亡率 (1000分比)
	男	女	計	
天保 9—天保 13	23	23	46	26.2
天保 14—弘化 4	15	15	30	17.0
弘化 5—嘉永 5	18	24	42	22.4
嘉永 6—安政 4	24	24	48	24.6
安政 5—文久 2	26	20	46	22.8
文久 3—慶応 3	21	22	43	20.6
慶応 4—明治 3*	21	18	39	31.2
平均死亡率				22.9

* 3カ年のみ

七〇(七〇)

よりさらに高いものであろう。これらはあくまで、宗門帳や増減帳に記載された者に限るのであり、出生後、史料作成時までに死亡した者は相当数にのぼったものと推定されるからである。明治以後の死亡率と比較して、それがむしろ低いのも、徳川時代の史料からは直接に乳児の死亡率を測定できないからに他ならない。

幼児の死亡率の高さは第三表で明らかである。文化十年以後、文久二年に至る五十年間に出生した者五七七人が、それぞれ十歳に至る間に何歳でどれだけ死亡したかを示すものであり、五歳未満での死亡数は、出生数の二割一分、十歳未満では二割八分という高率に達

することが知れよう。これに、直接の算定不能な二歳の死亡を加えれば、この率はさらに高く、おそらくは五歳未満の場合、出生に対し三割の死亡があったと推定されるのである。(なお本表の作成に当たっては、死亡以外の理由による幼児の転出人口は無視したが、これは極めて少数なのでほとんど影響はない)

第五図は、天保九年以降明治二年に至る三十二年間の死亡者、男子一三七人、女子一三八人の死亡年齢に基く男女別の生命表である。但し、曲線化を行っていないため、実際には折線となっている。この事情は第六図も同様である。現在知りうるこの種の表は、

第四表 幼児死亡

出生の年	出生数	死亡年齢別死亡数					1~5歳の死者に 対する 対比	死亡年齢別死亡数					1~10歳の死者に 対する 対比	11歳以上への 生存者		
		1	2	3	4	5		6	7	8	9	10				
文化 10—文化 14	51	1	5	4	3	3	16	0.31	1	2	1			20	0.39	31
文化 15—文政 5	58	1	2	2	6	2	13	0.23	1				1	15	0.27	43
文政 6—文政 10	59		1	5	4	1	11	0.19		2			1	14	0.24	45
文政 11—天保 3	62		4	4	2	2	12	0.19	2		1	2	1	18	0.29	44
天保 4—天保 8	51		4	4	5	1	14	0.27	1	2				17	0.33	34
小計	279	2	16	19	20	9	66	0.24	5	6	2	2	3	84	0.30	195
天保 9—天保 13	60		3	5	1	1	10	0.17		1			1	12	0.20	48
天保 14—弘化 4	54		5	1	1	3	10	0.19	1		2		1	14	0.26	40
弘化 5—嘉永 5	61		3	2	2		7	0.11	1	1				9	0.15	52
嘉永 6—安政 4	74		1	2	7	4	3	16	0.22	2	2	2		22	0.30	52
安政 5—文久 2	49		1	6	3	3	2	15	0.31	1		2		18	0.37	31
小計	298	2	19	18	11	8	58	0.19	5	4	6		2	75	0.25	223
合計	577	4	35	37	31	17	124	0.21	10	10	8	2	5	159	0.28	418

徳川後期尾張一農村の人口統計

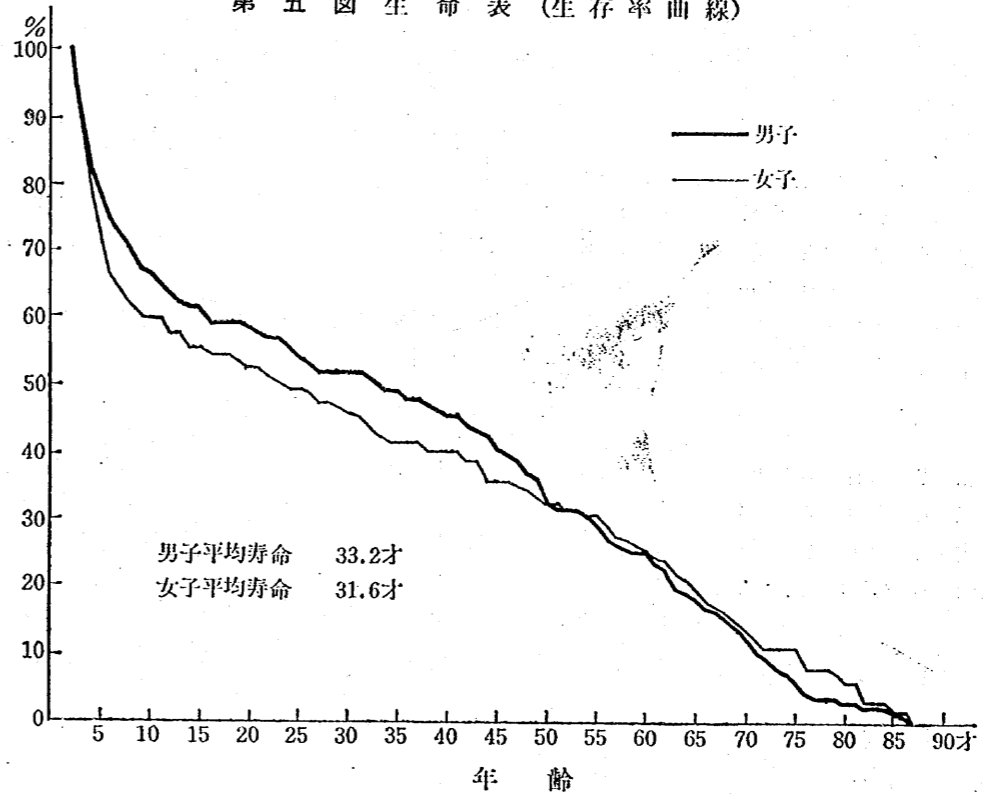
前記神海村の場合と、信濃国伊那郡虎岩村の二例のみであるが、これらと比較して、共通している点は十歳以下の女子死亡率が男子に比べて高いが、五十歳以上では概して女子の生存率の方が高いという点である。平均寿命も、死亡年齢の平均であるが、男子三三・二歳、女子三一・六歳という数字は、明治以後のそれと比較すれば、大約予想される数字に近い。

第六図は、各年齢別の対数日盛を用いた死亡率曲線である。五歳以下は各年齢毎に、それ以上は五歳きざみの階層別で示した。事例が少いので凹凸があるが、大勢は窺い易い。最も死亡率の低いのは、男子女子共、十五歳—四十歳で五%乃至一八%である。それ以後は急激に高くなっていく。また幼児の死亡率曲線を延長し、一歳の線と交わる点を求めると、控え目に見積っても男子が一三〇%、女子が一五〇%となる。これを宗門帳上では求めえない数え年一歳の乳児の死亡率とみることはできないだろうか。この仮定を正しいとする、さきに述べた全体の低い死亡率も補正が可能となるのである。

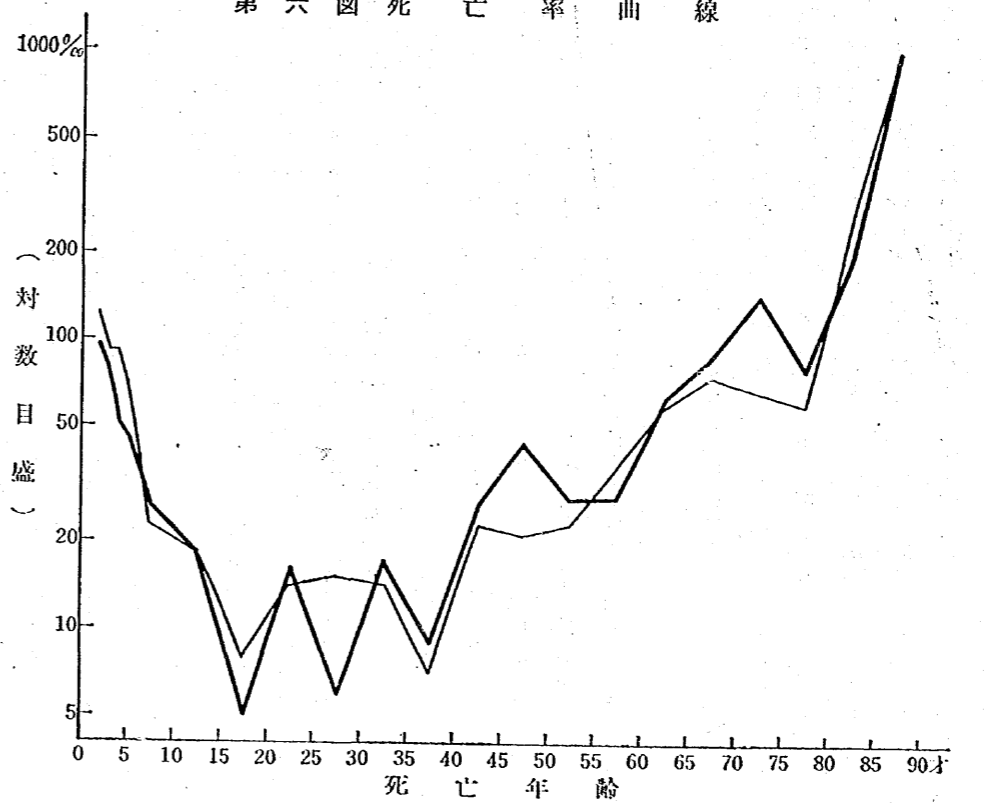
最後に、出生および死亡の月別統計を作成してみよう。ただし、さきにも述べた如く、これは陰暦の月別であり、さらに閏月という厄介な問題も含まれている。計算を単純化するため、閏月もすべてその前月に含めてしまった。天保八年から明治三年の三十五年間、閏月は合計十三回あり、特に四月、五月は三回ずつあるから、厳密に云うとこの月の出生数死亡数は、平準化するためには、約八%減らす必要がある。しかし、それを考慮に入れても、出生、死亡とも季

七一(七一)

第五圖 生命表 (生存率曲線)



第六圖 死亡率曲線



第五表 月別出生死亡数(4)
(天保8年→明治3年)

	出生	死 亡		
		男	女	計
1 月*	28	17	13	30
2 月*	14	10	4	14
3 月*	22	6	7	13
4 月***	54	15	26	41
5 月***	39	7	14	21
6 月	36	9	6	15
7 月*	22	30	13	43
8 月*	44	17	19	36
9 月*	22	7	9	16
10 月*	20	6	7	13
11 月	22	11	10	21
12 月	16	7	6	13
計	339	142	134	276
最大四ヵ月計	173	74	72	150
最小四ヵ月計	72	26	23	53

* 数は閏月の数

節による変化が大きいことが判る。出生は四・五・六および八月に多く、この四ヵ月で全体の半ば以上を占め、逆に二月および三月、九月から十二月まではかなり低い。死亡は男女別の差も加わり、一層変化に富む。男子では七月、女子では四月に多いことが注目されるが、これらは気候、農作業との関連で決定されたと考えられる。

(1) たとえば、関山直太郎氏は「徳川時代の出生率及死亡率——其若干の事例——」(『人口問題研究』一、三、昭和十五年所収)において、氏自身の分析および他の研究報告に基いて推計されている。依拠する資料の質にもよるが、そこに示されている例は、いずれも本稿の例より低い。氏は、僅かな例では結論を下せないが、徳川時代の出生率を二〇乃至三〇台を上下したとされている。また、神海

徳川後期尾一農村の人口統計

村の例でも、延宝二(一六七四)——慶応二年の全期間出生率平均は一七・八八%と算定され(前掲論文 第十九表)ていて、これは、同じ年間の死亡率平均よりさえ低い。史料が連年のものでないことを考慮に入れてもこれは低すぎ、この点でも資料の補正が必要とされるのである。

(2) 神海村については、前掲論文、第一図。虎岩村の事例は、関山直太郎氏による同村の文化十二年より同十五年に至る四年間の五歳階級別死亡数の報告を基として、小林和正氏によって作成されたものである。神海村の場合長期に亘る統計であるが、史料に幼児の記載の不備があり、虎岩村でも同様の傾向があるため、小林氏は、五歳以下の死亡数を史料上にみられる数値の二倍とする方法をとって居られる。小林氏「江戸時代農村住民の生命表」(『人口問題研究』六十五号、昭和三十一年、所収) 図一、生存率曲線。

(3) これをもつて第二表および第三表を補正してみよう。天保九年——明治三年の出生数合計三八九人は、年平均一・一八人の出生を意味するが、これに一歳の死亡数を加えたものが実際の出生数である。計算すると、一歳の死亡数は〇・九人、従って出生数は合計毎年二・一七となり、出生率も三三・六%となる。(補正前は三二・二%) 他方死亡率は、同じく年平均死亡数八・九は、九・八となり、死亡率も二五・九%となる。(補正前は二二・九%) これはあくまで推算であるから参考にとどめる必要がある。

(4) 事例数が第二、三表の出生数、死亡数に比して少いのは、出生死亡の月が判明するもののみをとったからである。出生は三八九例中三三九、死亡は二九四例中二七六。

第七表 結婚年齢統計

結婚年齢	男				女				外婚村結(女)
	安永7~文化4	文化5~天保8	天保9~明治4	計	安永7~文化4	文化5~天保8	天保9~明治4	計	
14							1	1	
15									1
16					1		4	5	2
17					2	1	3	6	4
18		1		1	3	7	5	15	6
19					5	5	6	16	7
20		1	3	4	8	6	7	21	3
21	1	1	2	4	3	5	11	19	11
22		2	4	6	2	7	11	20	13
23	2	2	4	8	2	8	12	22	7
24	2	4	5	11	4	5	3	12	9
25	3	6	4	13	2	6	5	12	6
26	3	8	8	19	2	3	3	8	3
27	2	2	7	11	1	1		2	4
28	2	3	7	12		2		2	3
29		2	9	11			1	1	
30	2	7	4	13					2
31	7	6	4	17		3	1	4	
32	4	5	4	13					
33		3	1	4		1	1	2	1
34	3		1	4					
35	2	3		5					
36			2	2					
37	2	1		3					
38		1	2	3					
39		1	1	2					
40		1		1					
41			1	1					
42									
43									
44									
45			1	1					
計	35	60	74	169	35	60	74	169	82
平均年齢	29.4歳	28.5歳	27.9歳	28.4歳	21.6歳	22.6歳	21.5歳	21.8歳	22.2歳

徳川後期尾張一農村の人口統計

七五(七五)

七 結婚と出産

第七表は、男女別の結婚年齢である。結婚のため村外へ出たケースは含まれていない。ただ、天保九年以後は、村外へ出た女子が結婚によるものであるか否かが判るので、別にこれを示しておいた。また夫婦いずれもが初婚の場合のみをとった。従って安永七年—文化四年の内には再婚が含まれている可能性がある。結婚は宗門帳上で結婚の事実が認められる前年に成立したものと見做し、その時の年齢によった。

結婚年齢には、あまり目立った変化はないが、男子の年齢が僅かながら低くなっている。総じて男子は晩婚であるが、女子は二十二歳前後で、これは第七表の生涯婦人出生力と関連している。

第六表は、文化五年以後に結婚した夫婦で、四十五歳まで夫婦いずれも生存した者が持った子供の数(生死を問わず)を、妻の結婚年齢別に示したものである。これによると—事例は決して十分とは云えないが—女子の結婚年齢と子供の数との間に明瞭な相関々係があることが判る。この表の女子結婚年齢は平均二十一歳で

第六表 生涯婦人出生力 (文化5年—明治4年)

結婚年齢	出生数													平均	
	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12		13
16							1								6.0
17															
18						2			2			1			7.4
19				1					1	1	1	1			7.5
20					2	1	1	1						1	7.8
21						1	2	2	1						6.5
22			1			1		4	1						6.1
23				2	1		2		1						5.0
24									1	1					8.5
25						1		1	1						6.7
26							2	1							6.3
27															
28					1		1								5.0
29															
30															
31		1			1				1						4.3
32															
33		1													1.0
計	2	1	3	5	6	9	9	9	9	2	1	2	1		6.3
16歳—20歳	平均 7.5人														
21歳—25歳	6.2人														
26歳以上	平均 4.8人														

七四(七四)

あり、出産可能期間に平均六・三人の出生をみていることになるが、実際には史料で掴みえなかった一歳での死亡者が加わるから、出生の数は、平均七人八人としてよいだろう。

結婚が、村内・村外いずれにも亘っていることも明瞭である。地図の上で養子を含めた結婚の範囲を求めると、この村を中心として半径二里以内のほとんどの村が入り、これに名古屋、桑名、宮（熱田）といった附近の都市が加わって、意外に広い通婚圏が形成されていたことが判る。少くも、この点では「封鎖的」というわけにはいかなくなる。

〔補注〕結婚および出産についての統計は以上に尽きるわけではなく、女子の年齢別構成と出産数との組み合わせ、いわゆる再生産率、婚姻率、など重要ないくつかの指標を抽出しよう。しかし、すでに紙数を大きく超過しているので、これらについては後日を期すことにする。

八 結び

この村一つの事例が、そのまま徳川時代の農村人口の趨勢を代表するものではないのは当然であるが、新田地帯で、商品生産の展開が予想される一地域の事例としての意味はもつだろう。繰り返した述べたように、全国統計を欠くこの期の研究は、こういった個別例を積み上げるといふ、根気の要る作業を続けなければならないのである。

る。

人口数の変動を決定するものは、勿論人口それ自身の法則が決定的であろうが、一地域に限定すると、いわゆる社会的要因とでもいうべきものが大きく影響しうる。この村の場合も、そのような考慮を払わないで、変動の理由について結論を下すことは、片手落ちの憾がないではない。しかし、史料の上で、明瞭に、労働力として他村へ流出した人口数は僅少であるし、変動の大部分は、出生・死亡という内的要因によっていることが知られよう。このことを前提として、神戸新田の人口統計分析の物語るものを簡単にまとめてみよう。

統計に示される特徴は、高出生率、高死亡率で、前者が後者を上廻っている。出生率が最高なのは、文化十五——文政五の五年間で平均一〇〇〇分の四〇に達し、その前後も高く、人口増加も最大である。しかし、その結果は、労働年齢人口と、従属人口との比率を変化させ、前者が年々減少している。こういった状態は幕末近くになると変化し、出生率は相対的には低下している。出生数の多少を決定するのは、女子の結婚年齢である。しかし、これはとりうる事例が少いため、年代的にはつきり推移を掴みえない。男子の結婚年齢に対し、女子のそれは比較的に経済的影響を受けることが少いと考えられるので、人口数の変化には、経済的發展とは、一定の独立した関係が存在するといつてよい。

平均寿命、生命表、死亡率曲線等は、事例が少いため、十分の説得力をもつとは云えないとしても、やはり、前近代社会のパターン響はそれほど強くないと思われる。要するにこの村の統計は、前近代社会における自然状態に近い条件の下では、人口がどう変動するかということについて、一つの実験的な事例を提供するものではあるまいか。

〔本研究は昭和四十年年度慶應義塾学事奨励補助金による研究の一部である〕

を示すものであろう。史料にあらわれるだけでも出生数の三割近くが幼齢で死亡し、実際にはさらにそれを上廻ったであろうという事実、しかも、それを上廻る人口増大は、人口の年齢別分布の著しい未拡がり型構成となって示され、従属人口比を高めているのである。

流行病や飢饉による一種の「自然」調節、また墮胎・間引という人工的調節が、それがなければ増大する人口数を抑制したのであろうが、この村では少くとも「自然」的調節の大きな影響はなかったようであり、また、一組の夫婦の生涯生産力からみても、人工的調節の影響